

二 一等機關士の免狀を有し一年以上三百噸以上の航洋汽船に乘組み機關長の職を執りたること

三 一等機關士の免狀を有し二年以上千噸以上の航洋汽船に乘組み二等機關士として執務したること

一等機關士試驗

一 四年以上三百噸以上の航洋汽船に乘組み機關運轉に從事したこと

二 二等機關士の免狀を有し一年以上二百噸以上の航洋汽船に乘組み一等機關士の職を執りたること

三 二等機關士の免狀を有し一年以上百噸以上の航洋汽船に乗り組み機關長の職を執りたること

四 二等機關士の免狀を有し一年以上百噸以上の航洋汽船に乘組み機關長として執務したること

二等機關士試驗

一 三年以上百噸以上の航洋汽船に乘組み機關運轉に從事したこと

二 三等機關士の免狀を有し一年以上五十噸以上の汽船に乘組み機關長の職

三等機關士試驗

三年以上汽船に乘組み機關運轉に從事したこと

湖川港三等機關士試驗

三年以上汽船に乘組み機關運轉に從事したこと

發動機船三等機關士試驗

一年以上發動機船に乘組み機關運轉に從事したこと

第四條 前條に掲ぐる船舶の噸數は總噸數にして石數は積石數とする

航洋船舶とは沿海航路以上の航路に航行する汽船及帆船 航洋汽船とは沿海航路以上の航路を航行する汽船 航洋帆船とは沿海航路以上の航路を航行する帆船を謂ふ

汽船甲種船長試驗及汽船甲種一等運轉士試驗 履歷に掲ぐる甲種一等運轉士免狀及甲種二等運轉士免狀には効力を汽船に限られたるものは包含す又船舶甲種船長試驗及帆船甲種一等運轉士試驗の履歷に掲ぐる甲種一等運轉士免狀及甲種二等運轉士免狀には効力を帆船に限られたるものも包含す

機關長試験及各機關士試験の履歴中航洋汽船又は汽船には發動器を包含せす

第五條 遞信大臣の允當と認むる外國政府の免狀を有して執職したる履歴は日本政府の相當海技免狀を有して執職したるものと看做す

第六條 遞信大臣の允當と認むる機關工場に在て汽機汽鑪の製造又は修繕に從事したる期間は第三條に定むる乗船期間の半數に達する迄乗船履歴に換算することを得

第七條 補助機關を備ふる帆船に乗組みたる者の履歴は甲板部員に在りては帆船乗組と看做し機關部員に在りては蒸氣機關を備ふるものは其乗組日數の四分の一に相當する期間該船舶の總噸數二分の一に相當する汽船に乘組みたるものは發動期間發動機船に乘組みたるものとして計算す

第八條 船舶職員法施行細則第二條第四條及第五條に掲ぐる船舶に乗り組みたる履歴は遞信大臣の認定する所に依り第三條に定むる効力を有す

第九條 高等免狀に對する試験を受くることを得る履歴を有するものは下等免狀に對する試験を受くることを得

高等の職を執りたる履歴は下等の職を取りたるものとして換算若是は通算する

ことを得

高等の免狀を下等の免狀に代用して執職したる履歴は該下等免狀を有して執職したるもの、乙種若くは丙種の免狀を甲種免狀に代用して執職したる履歴は該甲種免狀を有して執職したものと看做す

同一の試験に對して二種以上の乗船履歴を有するときは其の乗船期間を通算して其内の一に該當する期間に満つる時は相當履歴たる效力を有す但し乗船年數の規定を異にする種類の乗船期間は各規定年數の比例により之を其の内の一に換算して通算することを得

第十條 遞信大臣の允當と認むる學校に在りて航海科又は機關科を卒業したるものは其の乗船期間第三條の規定に適合せざるも同大臣の認定する所に依りしたる者に準用す

第十一條 左に掲ぐるものは第三條に定むる履歴たる効力を有せず

第三章 受 驗 申 請

- 一 倉庫船又は繫留船に乗組たる履歴
 - 二 年齢十五年未満のときの履歴
 - 三 明治十二年八月以前の履歴
 - 四 主として船舶の運航又は機関の運轉に從事せる職務の履歴
- 第十二條 船舶職員試験を受けんとする者は定期試験にありては試験期日十日前までは臨時試験に在ては五日前までに試験を行ふ管海官廳へ左の書面を差し出すべし

一 第一號書式の申請書

二 戸籍の謄本

三 船舶職員法第六條第一號及第二號に該當せざることの證明書

四 海技免狀を有する者は其の寫

五 學校、水產講習所又は水產試験場の卒業證書又に修業證書を有する者は

其の寫し

前項第二號の書類又は外國人に在りては日本の官公署又は本國領事の證明証を以て之れに代ふことを得

第十三條 履歴 左に掲ぐる書類を管海官廳の檢閱に供して之を證明すべし

- 一 商船に乗組みたる履歴は船員手帖又は之に準すべき證明書
- 二 海軍艦船艇又は官廳若は公署 所屬に乘組みたる履歴は當該官廳公署の辭令書、證明書若は當該官吏公吏の證明書
- 三 船舶の種類航路及職務の執行に關しては船舶所有者又は當該艦船艇長の證明書
- 四 學校、機關工場、水產講習所又は水產試験場に在りたる履歴は當該學校工場、水產講習所又は水產試験場の卒業證書、證明書又は修業證書
- 五 海技免狀受有者は該免狀
- 第十四條 受験申請人は手數として體格検査に付ては二十錢學術試験に付ては左の金額を納むべし

甲種船長試驗

汽船甲種船長試驗

帆船甲種船長試驗

機關長試驗

甲種一等運轉士試驗

汽船甲種一等運轉士試驗

帆船甲種一等運轉士試驗

漁船甲種一等運轉士試驗

漁業汽船甲種一等運轉士試驗

漁業帆船甲種一等運轉士試驗

乙種船長試驗

丙種船長試驗

甲種二等運轉士試驗

乙種二等運轉士試驗

丙種船長試驗

三 圓

五 圓

汽船甲種二等運轉士試驗

帆船甲種二等運轉士試驗

漁船甲種二等運轉士試驗

漁業汽船甲種二等運轉士試驗

漁業帆船甲種二等運轉士試驗

乙種一等運轉士試驗

漁船乙種運轉士試驗

湖川港乙種一等運轉士試驗

乙種二等運轉士試驗

漁船乙種二等運轉士試驗

湖川港乙種二等運轉士試驗

漁船丙種運轉士試驗

漁船丙種運轉士試驗

三等機關士試驗

二 圓

壹 圓

救命焰	檣燈	舷燈	碇泊燈	紅燈	黒珠	火箭若星火を發する榴彈
四	二	一	二	二	二	六
二	一	一對	二	二	二	二
二	一	一對	一	二	三	一
二	一	一對	一	二	二	六
二	一	一對	一	一	一	一
一	一	一對	一	一	一	一
	一	なし	一	一	一	一
口徑三吋半以上以上の信號砲又は口徑五 も妨なし	近海航路以下の船舶と雖も船の長白 五十尺以上なるときは二箇を備ふべ し	總噸數五十噸未満汽船には之れを備 ふるを要せず	總噸數四十噸未満の汽船には之れを備 ふるを要せず	口徑三吋半以上以上の信號砲又は口徑五 も妨なし		

湖川港三等機關士試驗

發動機船三等機關士試驗

三

第十五條 手數料は其金額に相當する收入印紙を納付書に貼用し體格検査手數料は受驗申請書と共に納め學術試験開始に先ちて納むべし
前項に依り貼用したる印紙は管海官廳に於て消印すべきものとす但納付者於て自己の便宜上消印を爲すは妨げなし
既納手數料は事故の如何を問はず之を還付せず

信 號 書	信 號 旗 一組	國 旗	號 鐘	機 械 製 霧 中 號 角	信 號 焰 管
—	組	二	—	—	二
—	組	二	—	—	六
—	組	二	—	—	—
—	組	—	—	—	—
—	組	—	—	—	—
—	二 旗 N C	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—

總噸數百五十噸未滿及び石數を以て
積量を表示する近海航路の帆船には
之を備へざるも妨なし
總噸數百五十噸未滿及び石數を以て
積量を表示する近海航路の帆船には
之を備へざるも妨なし



終